

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から
監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措
置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 27 日

岐阜県監査委員	林	幸広
岐阜県監査委員	国枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴木	靖
岐阜県監査委員	長縄	直子
岐阜県監査委員	南	圭一

1 平成 30 年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を 講じたもの* (C)	未措置 (A-B-C)
子ども相談センターにおける相談 対応体制について	1	0	1	0

※「今回措置を講じたもの」とは、令和 4 年 5 月 18 日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

知事部局

機関名	監査結果	講じた措置
子ども 家庭課	<p><u>1 人員体制について</u></p> <p>(ア) 児童福祉司の配置人数について、平成 30 年度においては児童福祉法施行令に定められた基準を満たしているとしているが、新強化プランで示された 2022 年度（平成 34 年度）までに達成すべき配置基準（児童相談所管轄区域人口 3 万人あたり児童福祉司 1 人以上）の早期達成を図られたい。</p> <p>(イ) 児童心理司及び保健師についても、昨今の社会情勢に鑑み、児童や保護者に寄り添った十分な支援を行うことができるよう、新強化プランに示された配置人数に関する基準の達成に向けて、増員又は新たな配置に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(ウ) ワーク・ライフ・バランスへの配慮など働き方改革が求められている昨今の社会環境を踏まえ、子ども相談センターにおいても時間外勤務の縮減を加速していく必要がある。特に一時保護所を運営す</p>	<p>○ 就職支援イベントの参加や大学への訪問による学生を対象とした積極的なリクルートを行い、児童福祉司は、H30.4.1 時点と比べ 39 名増員し、R4.4.1 現在で 85 名の配置目標の早期達成を図った。</p> <p>○ 児童心理司は、H30.4.1 時点と比べ 11 名増員し、R4.4.1 現在で 34 名を配置している。また、保健師は、H30.4.1 時点と比べ 3 名増員し、R4.4.1 現在で 3 名を配置している。新強化プランで示された、児童心理司は令和 6 年度までに各子ども相談センターの児童福祉司 2 人につき 1 名の配置という配置目標、保健師は 5 箇所の子ども相談センターに各 1 名の配置という配置目標を達成できるよう、上記と同様の対応を行い、計画的に増員していく。</p> <p>○ 中央子ども相談センターの一時保護所を担当する保護課に、学習指導や個別対応業務を行う専門職員を 4 名増員（H30.4.1 時点と比較）した。また、保護の実態や現場の要望を踏まえ、児童指導員を 8 名増員（H30.4.1 時</p>

機関名	監査結果	講じた措置
	<p>る中央及び飛騨子ども相談センターにあっては、労働基準法第36条に基づく協定が締結されているが、平成30年6月から36協定で定める時間外労働時間に罰則付きの上限（月45時間・年360時間）を設ける同法の一部改正が行われたことにも留意して、時間外勤務縮減に向けて人員体制等を強化していく必要がある。</p> <p>(エ) 中央子ども相談センターの一時保護所について、定員が30名に拡張整備された新築移転のメリットを生かし、他の子ども相談センターからの措置児童の受入要請に十分に応えることができるよう、一時保護所の運営に係る人員体制を速やかに強化しなければならない。</p> <p>(オ) 飛騨子ども相談センターについて、豪雪地域を含む広大な区域を管轄しながら職員が少人数のために代替要員の確保が難しく組織運営にゆとりがない中で不測の事態にも即応しなければならないという状況にある。新強化プランによる児童福祉司等の増員に加え、一時保護所の円滑な運営などに資するための職員の増員や地域性を考慮した職員の増員が必要である。</p> <p>(カ) 児童福祉司や児童心理司について、法定研修のほか、専門性を高めるための任意の専門的研修についても、積極的な受講に向けて配慮するとともに、児童虐待以外の他の福祉行政分野についても経験を積む機会を与え、将来の子ども相談センターの業務遂行に資するよう配慮していく必要がある。</p>	<p>点と比較)し、人員体制を強化した。</p> <p>○ 飛騨子ども相談センターは、一時保護所の円滑な運営や地域性を考慮し、児童相談業務にあたる職員を3名増員(H30.4.1時点と比較)し人員体制を強化した。</p> <p>○ 計画的な増員を行った結果、児童虐待相談対応件数の増加(H30:1,405件→R2:2,268件)や新型コロナウイルス感染症に関わる対応があるなかでも、子ども相談センター全体の時間外勤務時間は縮減傾向にある。新型コロナウイルス感染症の終息後に増員の効果を検証し、必要に応じて、現場の意見を踏まえながら事務の合理化などによる時間外勤務の更なる縮減を図りたい。</p> <p>○ 任用した児童福祉司や児童心理司を対象に児童虐待対応や保護者支援プログラム等に関する研修受講のための旅費や参加費を支援するとともに、所属内で柔軟に業務を割り振ることで、積極的に研修を受講できるような環境を整えた。</p> <p>また、人事交流として子ども家庭課や障害福祉課、県事務所福祉課、警察本部少年課等に29名を配置し、幅広い行政経験を積めるよう配慮している。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
	<p>(キ) 職員が心身の疲弊によるバーンアウトシンドロームに陥ることを防止するとともに、仕事と出産、育児などが両立できるように、若い職員が安心して働きやすい職場環境となるよう配慮されたい。</p> <p><u>2 施設・設備について</u></p> <p>(ア) 地域性や相談対応事案の傾向など、各子ども相談センターのニーズに応じた公用車の台数及び車種の確保に配慮されたい。</p> <p>(イ) 今後、職員の増員に伴い執務スペースの不足が確実に発生するほか、増員にかかわらず手狭な子ども相談センターもあることから、現場のニーズを把握のうえ、執務環境の改善に向けて、将来の増員も見込んだ改修工事の計画的な予算化が必要である。</p> <p>(ウ) 今後の社会情勢の変化や職員の増員等に伴い、現庁舎の改修による対応が困難となった場合には、相談者の利便性や地域性に配慮した一時保護所の適正配置など施設のあり方について検討する必要がある。</p> <p><u>3 業務のあり方について</u></p> <p>(ア) 夜間・休日における児童の安否確認などの緊急対応時に、迅速に情報を把握・共有し、的確な判断と対応に生かすことができるよう、スマートフォン又はタブレット端末を業務支援ツールとして導入するなど、ICTの活用による情報管理の一元化や業務の効率化について研究していく必要がある。</p>	<p>○ 各子ども相談センターにおいて、相談援助業務の経験が豊富な児童福祉司をスーパーバイザーに指名し、若い職員に対する指導や助言、業務の進行管理を行うなどにより負担感の軽減を図ることで、働きやすい職場環境となるよう努めた。</p> <p>○ 職員の増員に合わせ、令和元年度以降、段階的に公用車を7台増車した。また、現場のニーズを踏まえた車種を確保している。</p> <p>○ 現場のニーズを把握したうえで、西濃子ども相談センターでは令和2年度からの2か年での執務室拡張等工事を、他の子ども相談センターでは随時、相談所所内居室の配置換えによる執務スペースの拡張等環境の向上に資する改修を実施した。</p> <p>○ 今後、社会情勢の変化等により現庁舎の改修による対応が困難となった場合には、庁舎長寿命化等の関係計画も加味して、施設のあり方を検討する。</p> <p>○ 外部端末から情報の登録や閲覧ができるよう子ども相談センター業務支援システムを改修するとともに、職員が訪問先でも児童の情報等を扱えるようタブレット端末を令和2年12月から運用しており、迅速な児童虐待対応及び業務の効率化を図った。</p>

機関名	監査結果	講じた措置
	<p>例えば、職員が公用のスマートフォン等を介して児童相談支援システムの記録を確認することにより、勤務時間外に一旦事務所に登庁して確認する手間を省くことができ、対応の迅速化が期待できる。</p> <p>(イ) 被虐待児童に関する情報の流出は、当該児童を著しく危険にさらすおそれがあるため、ハード・ソフト両面から個人情報のセキュリティ対策に万全を期す必要がある。</p>	<p>○ 県のセキュリティ基準に基づき、被虐待児童に関する情報を適正に管理している。</p>